

安曇野市老人福祉計画 及び 第5期介護保険事業計画

【平成24年度～平成26年度】

概 要 版



平成24年 3月
長野県 安曇野市

1. 老人福祉計画、介護保険事業計画について

老人福祉計画は、介護保険サービスを踏まえ、高齢者に対する福祉施策全般の方向性を定めるために、また、介護保険事業計画は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために策定されるものです。2つの計画は、3年ごとに一体で策定され、今回は平成24年度～26年度の計画策定を行いました。

・老人福祉計画

老人福祉法第20条の8「市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」

・介護保険事業計画

介護保険法第117条「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

2. 安曇野市の計画に対する基本理念と基本目標

○計画の基本理念は

「高齢者が生きがいをもち、安心して暮らすことができる地域社会をめざすこと」

「介護保険制度」の基本理念は、高齢者の「自立」と「尊厳の保持」にあります。

超高齢社会を迎え、高齢者を含めたすべての市民が豊かさを実感できる社会をつくるためには、介護や健康づくりをはじめとする高齢者の課題に、地域社会全体で一丸となって取り組む必要があります。同様に高齢者が住み慣れた地域で健康を保持し、できる限り介護が必要な状態に陥ることなく安心して生活できるよう促進するとともに、たとえ介護が必要になったときでも、家族の負担を軽減し、すべての市民が生きがいのある健やかな暮らしができるように、相互の助け合いと人間的なふれあいを大事にしながら、地域社会全体で高齢者を支える地域支援体制を構築し、望ましい長寿社会の実現を目指します。さらに、計画の基本理念を柱とし、以下の4つを基本目標に掲げ高齢者一人ひとりの目線に立った地域づくりを推進します。

1. 個人の尊厳の保持
2. 自立支援の促進
3. 自分らしい生き方の実現
4. とともに支え合う地域づくりの推進

3. 計画策定の背景と 国、市の対応

国立社会保障・人口問題研究所による推計によれば、安曇野市は平成32年には高齢化率が30.7%となり、平成47年には高齢者が3万人を超えるとされており、要介護者の増加と介護者や介護力の減少が予測されます。また介護費用の大幅な増加が見込まれます。



「地域包括ケア」の推進が必要

○「地域包括ケア」とは

自助（できる限り自立すること）、互助（近隣の助け合い）を中心とした地域体制です。

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で能力に応じ、自立した日常生活を営むために、生活の場において一体化した介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスの提供を受けながら、地域の支え合いのなかで、自分らしい生活を送り続けることを目的とした取り組みを実施してまいります。

○国の取り組みは

地域包括ケア体制の実現のため「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険法等の改正を行いました。

主な内容としては

1. 介護と医療との連携強化
 - ・ 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定
 - ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスの創設
 - ・ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施
2. 介護人材の確保とサービスの質の向上
 - ・ 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたん吸引等
 - ・ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底
3. 高齢者の住まいの整備等
 - ・ 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加
 - ・ 厚労省と国交省の連携によるサービス付高齢者向け住宅の供給を促進
4. 認知症対策の推進
 - ・ 市町村における高齢者の権利擁護推進や地域の実状に応じた認知症支援策

5. 保険者による主体的な取り組みの推進

- ・地域密着型サービス事業者の公募・選考による指定の実施

6. 保険料の上昇の緩和

- ・各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用

○安曇野市の取り組みは

市ではこれら国の方策に基づき、「地域包括ケア」体制づくりに向け、次の取り組みを行います。

1. 要介護者等への包括的な支援（地域包括ケア）を推進するための基盤づくり
（※地域包括ケア会議の設立準備等）※地域ケア資源をネットワーク化し調整するための会議
2. 医療機関や訪問看護・訪問リハビリ等と介護支援専門員等との連携強化
3. 安曇野市の実状にあった24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスの検討・設立
4. 成年後見支援センターと連携した高齢者への権利擁護推進
5. 認知症者支援に対する地域啓発と認知症者の早期発見及び予防体制の充実
6. 認知症者への地域の実状を考慮した施設整備

4. 日常生活圏域の設定と圏域ごとの高齢化の状況

日常生活圏域は、生活行動範囲つまり日常、気軽に買い物などで出掛ける生活圏域のことです。市では市民の生活形態や意識が1つになじむ当面の間、各総合支所単位（行政区等）を日常生活圏域として合併当初の第3期計画より設定しております。日常生活圏域は「地域包括ケア」体制を推進する上で基盤となる地域で、高齢者支援の為に様々な地域資源をつなぐ「人的ネットワーク」構築が今後圏域内に必要です。



①豊科地域

②穂高地域

③三郷地域

④堀金地域

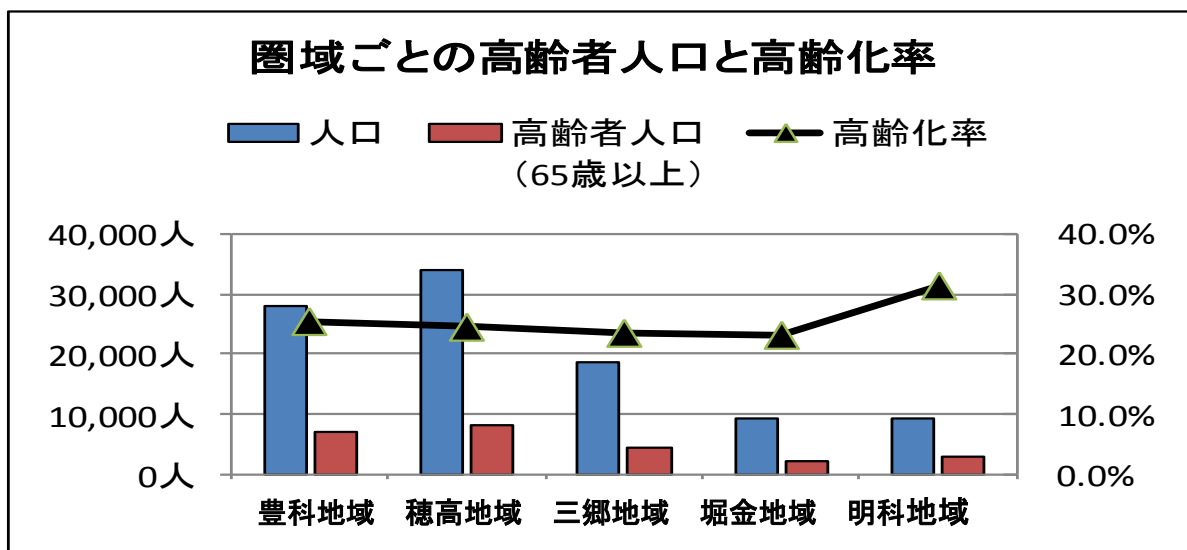
⑤明科地域

安曇野市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画[概要版]

圏域ごとの高齢化の状況

(平成22年10月現在)

圏域名	人口	高齢者人口 (65歳以上)	65歳～74歳	75歳以上	高齢化率
豊科地域	28,044人	7,142人	3,448人	3,694人	25.5%
穂高地域	33,811人	8,293人	4,170人	4,123人	24.5%
三郷地域	18,775人	4,415人	2,156人	2,259人	23.5%
堀金地域	9,451人	2,191人	1,080人	1,111人	23.2%
明科地域	9,292人	2,916人	1,315人	1,601人	31.4%
安曇野市	99,373人	24,957人	12,169人	12,788人	25.1%



圏域ごとの認定者数・認定率の状況

(平成22年10月時点)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	65歳以上の人口	65歳以上の認定者	認定率
豊科地域	87人	158人	178人	277人	197人	202人	168人	1,267人	7,142人	1,239人	17.3%
穂高地域	79人	150人	180人	264人	202人	189人	155人	1,219人	8,293人	1,183人	14.3%
三郷地域	47人	81人	98人	134人	122人	84人	84人	650人	4,415人	631人	14.3%
堀金地域	25人	41人	33人	65人	89人	70人	62人	385人	2,191人	367人	16.8%
明科地域	39人	59人	87人	107人	81人	82人	85人	540人	2,916人	538人	18.4%
市 外	4人	11人	21人	12人	20人	27人	29人	124人		124人	
安曇野市	281人	500人	597人	859人	711人	654人	583人	4,185人	24,957人	4,082人	16.4%

※市外は、住所地特例により、住民票を移して市外の特例施設に入所されている方です。

5. 第5期計画期間中の、安曇野市の人口及び認定者数の推計

計画期間内の人口の推移

○5歳階級別(安曇野市)

年 齢	推計(安曇野市第1次総合計画に基づく)		
	平成24年	平成25年	平成26年
40歳未満	39,474人	39,010人	38,504人
40-64歳	33,580人	33,705人	33,830人
65-69歳	7,253人	7,494人	7,735人
70-74歳	5,874人	6,073人	6,272人
75-79歳	4,999人	5,006人	5,013人
80-84歳	4,183人	4,212人	4,241人
85-89歳	2,673人	2,773人	2,873人
90歳以上	1,528人	1,621人	1,714人
40歳以上合計	60,090人	60,884人	61,678人
総人口	99,564人	99,894人	100,182人
高齢化率	26.6%	27.2%	27.8%

○5歳階級別(男性)

年 齢	推計(安曇野市第1次総合計画に基づく)		
	平成24年	平成25年	平成26年
40歳未満	20,018人	19,797人	19,555人
40-64歳	16,654人	16,742人	16,830人
65-69歳	3,587人	3,688人	3,789人
70-74歳	2,796人	2,921人	3,046人
75-79歳	2,202人	2,204人	2,206人
80-84歳	1,698人	1,712人	1,726人
85-89歳	897人	948人	999人
90歳以上	365人	389人	413人
40歳以上合計	28,199人	28,604人	29,009人
男性人口	48,217人	48,401人	48,564人
高齢化率	23.9%	24.5%	25.1%

○5歳階級別(女性)

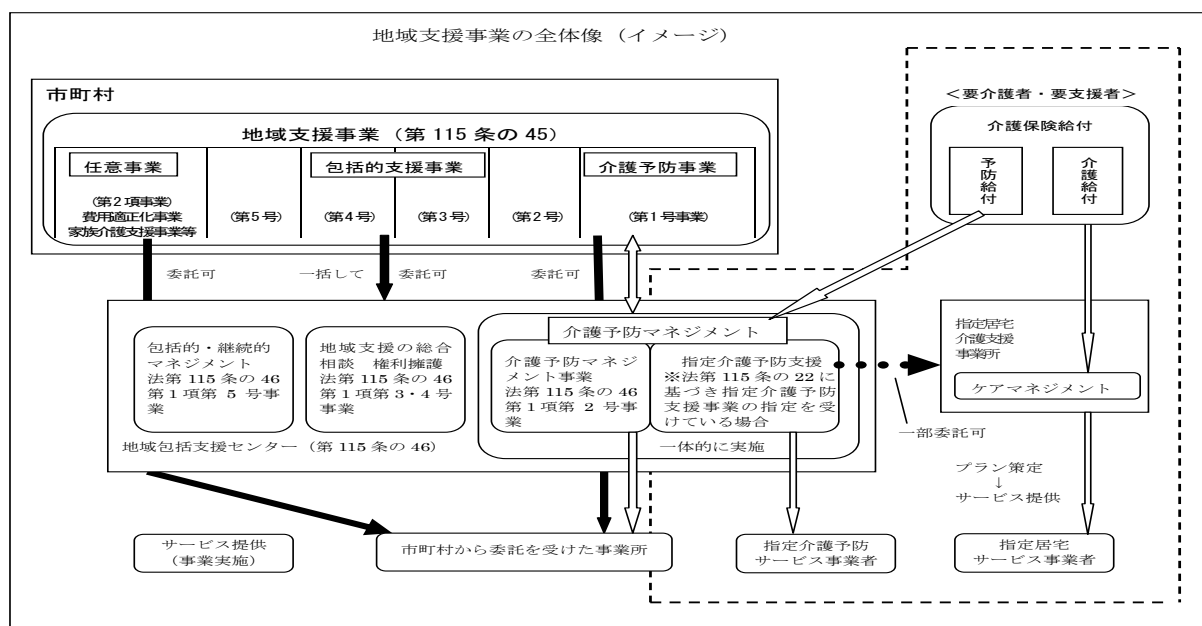
年 齢	推計(安曇野市第1次総合計画に基づく)		
	平成24年	平成25年	平成26年
40歳未満	19,456人	19,213人	18,949人
40-64歳	16,926人	16,963人	17,000人
65-69歳	3,666人	3,806人	3,946人
70-74歳	3,078人	3,152人	3,226人
75-79歳	2,797人	2,802人	2,807人
80-84歳	2,485人	2,500人	2,515人
85-89歳	1,776人	1,825人	1,874人
90歳以上	1,163人	1,232人	1,301人
40歳以上合計	31,891人	32,280人	32,669人
女性人口	51,347人	51,493人	51,618人
高齢化率	29.1%	29.7%	30.4%

計画期間内の要介護認定者数の推移

	推 計 値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	4,292人	4,406人	4,603人
第2号被保険者	142人	154人	166人
計	4,434人	4,560人	4,769人

6. 地域支援事業の取り組み

地域支援事業とは、できるだけ住み慣れた地域で、なるべく自分の力で活動的な生涯を送りたいという願いを現実のものとするため、介護が必要な状態になる以前から、一人ひとりの状況に応じ支援することを目的に創設され、「介護予防事業」「包括的支援事業」及び「任意事業」の3事業から構成されています。



地域支援事業の基本的な施策

1. 「介護予防事業」の推進（健康づくりのための介護予防の推進）

高齢者が健康でいきいき生活できるよう、必要な情報の提供、介護予防に関する講演会・研修会・教室の開催等の事業を推進します。

1) 一次予防事業（元気な高齢者を対象とする）

介護予防普及啓発事業

- ・介護予防教室（体操、歯科相談、認知症予防）を実施します。

2) 二次予防事業（要支援・要介護になるおそれのある者を対象とする）

①通所型介護予防事業

- ・運動機能や口腔機能の向上教室・認知症予防教室を実施します。

②訪問型介護予防事業

- ・通所による介護予防事業参加が困難な方への、理学療法士・歯科衛生士・栄養士による、訪問相談及び指導を実施します。

2. 「包括的支援事業」の推進（高齢者の自立に向けた地域包括ケアの推進）

高齢者の自立した生活環境づくりを進めるため、保健・医療・福祉に関するサービスを総合的に提供し、一人ひとりの状態に応じた効果的で切れ目のない地域包括ケアの充実を推進します。

1) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防高齢者や要支援者に対し、一人ひとりの状態やニーズに沿ったケアマネジメントを推進します。

2) 総合相談・支援事業

①高齢者に対して関係機関とのネットワークを通じ、継続的・専門的な支援ができる体制を整えます。

②総合相談窓口として地域への周知を徹底します。

③高齢者の虐待防止など権利擁護の視点から支援を行います。

④高齢者の実態把握を進め、適切な支援につなげていきます。

3) 権利擁護事業

① 成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見支援センターとの相談支援体制を充実していきます。また成年後見人の担い手育成のために市民後見人養成に向けて検討をしていきます。

②高齢者虐待への対応として安曇野市高齢者虐待防止ネットワーク会議を充実させ、研修を実施します。

③困難事例を把握したときは関係機関と対応を検討し、必要な支援を行います。

④増加する悪徳商法や詐欺的取引などから高齢者を守るため、啓発活動や専門相談窓口の周知を行います。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

①地域の介護支援専門員の資質向上やケアマネジメントの充実を図ります。

②介護支援専門員が抱える様々な問題解決に向けた後方支援を行います。

③介護サービス事業者などの地域の関係機関と介護支援専門員との連携を図ります。

④フォーマル及びインフォーマルな資源の情報収集に努め活用できるようにします。

3. 「任意事業」の推進(高齢者の自立に向けた介護予防を目的とした生活支援・介護給付適正化等の推進)

高齢者が自立した生活を送ることができるように、地域の実情に応じた各種支援サービスの充実を図ります。また介護保険の適正かつ安定的な運営の確保を図ります。

1) 介護給付等費用適正化事業

利用者の「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを確認・指導し、

サービス内容の適正化を図ります。

2) 家族介護支援事業

要介護者を現に介護している方の支援のための事業を実施します。

- ①介護者リフレッシュ事業
- ②徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ③家族介護用品購入助成事業
- ④介護慰労金支給事業

3) その他事業

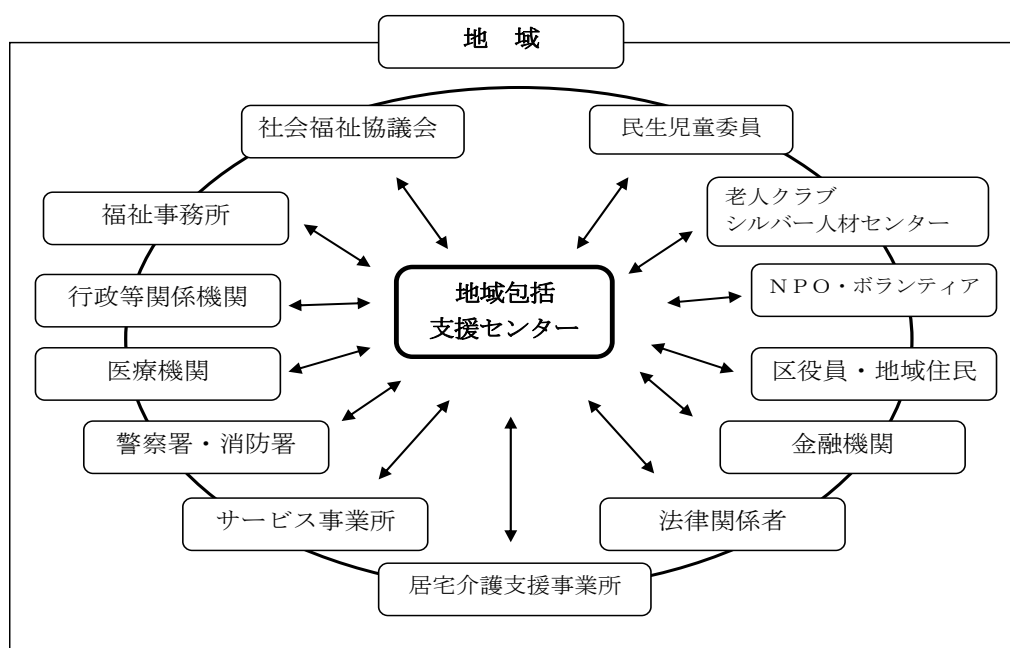
- ①成年後見制度利用支援事業
- ②成年後見支援センター助成事業
- ③住宅改修等支援事業

4. 「地域包括ケア」への地域包括支援センターの取り組み

地域包括支援センターは「地域包括ケア」の要として設置され、担当地域において地域支援事業を展開します。また担当地域の「地域包括ケア」、医療・介護・保健・福祉だけではなく、NPO、地域区長会など様々な社会資源を最大限利用し、高齢者支援ネットワークの構築を図ります。

名 称	担当地域
安曇野市地域包括支援センター	穂高地域
安曇野市東部地域包括支援センター	豊科・明科地域
安曇野市南部地域包括支援センター	三郷・堀金地域

＜安曇野市 地域包括ケアの推進図＞



7. 高齢者福祉事業の取り組み

住み慣れた地域において自立した日常生活を営み続けるために、共に支え合い、安心して暮らしていくための事業を実施していきます。

1. 重点的に取り組む事項

1) 高齢者の居住に係る施策との連携

高齢者の在宅生活ができるよう、介護負担軽減も踏まえ住環境の整備支援を推進します。

①高齢者住宅改良促進事業

・居宅の一部を使いやすく改修しようとする要介護認定者等に対して、改修費用の一部（63万円限度）を高齢者の自立支援のため助成します。

②住宅改修指導事業

・居室等の改良を希望する高齢者に対し、作業療法士等を派遣し住宅改修の相談に応じます。

2) 医療との連携

①医療・保健・福祉の連携の為に地域ケア会議を推進し、実態把握や支援方法等について検討します。

②入退院時に切れ目のない支援が行えるように、医療機関や訪問看護・訪問リハビリ等と介護支援専門員等との連携強化を図り、在宅ケアの推進に努めます。

3) 認知症支援策の充実

①認知症の地域啓発事業の推進

・「認知症キャラバン・メイト」や「認知症サポーター」を養成し、認知症への正しい知識や理解を広めることで、地域全体での支援体制の構築を図ります。

また、講演会を開催し、地域住民への周知・啓発を行います。

②認知症の早期発見と相談体制の充実

・「認知症相談医」、「認知症サポート医」、「認知症疾患医療センター」との連携を取ります。

・地域包括支援センターの相談体制の充実を図ります。

③本人、家族への支援

・徘徊高齢者家族支援サービスや認知症介護家族の交流及び権利擁護の支援を行います。

4) 生活支援サービス

ひとり暮らし等の高齢者に対して、従来サービスの課題解決の検討を行いながら取り組みます。日常生活支援総合事業の実施についても検討していきます。

2. 「地域包括ケア」推進に向けたインフォーマル団体（互助）支援

「地域包括ケア」推進に向けて不可欠である地域住民主体の見守り活動やボランティア活動への支援を模索し、また市内福祉事業者との連携を密にして、それぞれの役割を明確化し「地域包括ケア」体制の整備を図っていきます。

3. その他取り組む事項

※前期計画に引き続き継続実施する事業

1) 生きがいづくりと社会参加支援

①高齢者の生きがいづくり

- ・高齢者の生活全般についての提案・退職後の地域活動等への促進

②老人クラブ活動促進の支援

- ・元気高齢者の老人クラブ活動促進と地域活動の拠点化への支援

③高齢者の生きがい活動推進に対する補助

- ・地域での敬老会行事や学習活動の運営費の一部を助成

④生涯教育・生涯スポーツの推進

- ・生涯学習の参加機会の促進

⑤就労支援（シルバー人材センター）

- ・退職後の高齢者の能力を活かした就業の場の確保や環境整備の支援

2) 在宅福祉サービス

住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう生活支援、介護者支援、住宅環境整備など、一人ひとりに合った支援を推進します。

①生活支援サービス

- ・配食サービス、緊急通報装置設置、生活管理指導、高齢者外出支援等

②介護者支援サービス

- ・家庭介護者慰労金支給、家族介護用品購入助成券の交付、緊急宿泊支援等

③高齢者の住環境の整備

- ・高齢者にやさしい住宅改良の促進

3) 施設福祉サービス

高齢者へのサービス拠点となる福祉施設の基盤整備を図り、高齢者の地域活動や福祉の増進が総合的に提供される場の環境づくりに努めます。また養護老人ホームへの入所措置・老人福祉センター維持運営等を行います。

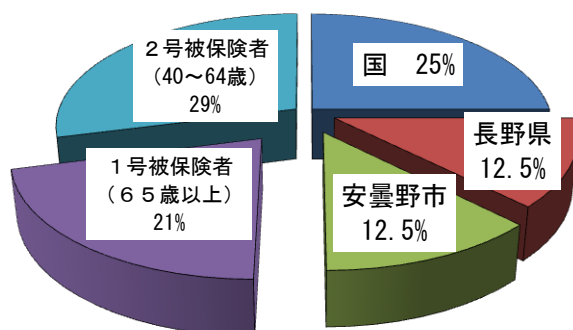
8. 介護保険給付費の推計

介護保険給付費は、介護保険サービス利用にかかる費用のことで、計画期間の3年間の費用を見込みます。

1. 介護保険料の位置づけと介護保険財政の健全運営

介護保険の運営財源は、公費（国、県、市）と被保険者（第1号被保険者（65歳以上）および第2号被保険者（40～64歳））の保険料から成り立っています

介護保険の費用に係る負担割合



公費は税金の中から、保険料は直接被保険者の皆さまからいただいております。いただいた貴重な資金を、適切な事業運営や、介護給

付費の適正化を行うことで健全な介護保険運営を目指します。

※「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」により、第5期計画時は第1号被保険者の割合が20%→21%、第2号被保険者の割合が30%→29%に変更となります。

2. 標準給付費等の見込

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費を基に、平成24年度から26年度までの標準給付費等の見込の算定をしました。3年間の標準給付費見込額は約243億円です。

①標準給付費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	7,213,181,611円	7,596,262,987円	7,938,804,257円	22,748,248,855円
特定入所者介護サービス費等給付額	284,273,000円	346,813,000円	423,111,000円	1,054,197,000円
高額介護サービス費等給付額	116,346,000円	143,105,000円	176,019,000円	435,470,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,192,000円	20,974,000円	25,588,000円	63,754,000円
算定対象審査支払手数料	7,344,000円	7,860,000円	8,412,000円	23,616,000円
標準給付費見込額	7,638,336,611円	8,115,014,987円	8,571,934,257円	24,325,285,855円

②地域支援事業費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	105,000,000円	105,000,000円	110,000,000円	320,000,000円

安曇野市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画[概要版]

9. 介護保険料 (24年度～26年度)

安曇野市の所得段階と保険料（平成24年度～平成26年度）

所得段階	対象者の要件		標準割合	年間保険料額 (月額保険料)
第1段階	・生活保護を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方		基準額 ×0.50	31,020円 (2,585円)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		基準額 ×0.50	31,020円 (2,585円)
第3段階	弾力化措置	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.65	40,330円 (3,361円)
		・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.75	46,530円 (3,878円)
第4段階	弾力化措置	・世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	55,840円 (4,653円)
		・世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.00	62,040円 (5,170円)
第5段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方		基準額 ×1.15	71,350円 (5,946円)
第6段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方		基準額 ×1.25	77,550円 (6,463円)
第7段階 ※経過措置	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の方		基準額 ×1.37	85,000円 (7,083円)
第8段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		基準額 ×1.50	93,060円 (7,755円)
第9段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		基準額 ×1.60	99,260円 (8,272円)
第10段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		基準額 ×1.75	108,570円 (9,048円)
第11段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		基準額 ×1.85	114,770円 (9,564円)
第12段階	・本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が600万円以上の方		基準額 ×1.95	120,980円 (10,082円)

所得の状況等に応じて所得段階に分け、それぞれについて基準額に標準割合を乗じて得た定額(保険料率)により設定しています。また、第3段階、第4段階に負担能力にそった、保険料の弾力化措置を、第7段階は190万円以上200万円未満の方の急激な保険料上昇を抑制するための経過措置を行っております。

安曇野市介護保険等運営協議会委員

(任期：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月)

(敬称略)

○会 長 須澤 大知

○副会長 丸山 好夫

○委 員

(1) 公募より選考された市民

松井 家直

(2) 学識経験を有する者

山田 文明 安曇野市老人クラブ連合会

松嶋 隆徳 安曇野市民生児童委員協議会

石田 史織 松本保健福祉事務所（保健師）

(3) 保健、医療又は福祉関係者

須澤 大知 安曇野市医師会 医師

伊佐津 和朗 安曇野市歯科医師会 歯科医師

大神 泉 安曇野市社会福祉協議会

前島 進 安曇野市ボランティア連絡協議会

(4) 介護保険サービス提供事業者の代表者

丸山 好夫 特別養護老人ホーム 常念荘

丸山 三恵子 介護老人保健施設 孝穂館

有賀 喜美子 居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか

高山 真理子 小倉デイサービスセンター

細川 泰啓 高齢者グループホームあずみの里

安曇野市老人福祉計画

及び

第5期介護保険事業計画

【平成24年度～平成26年度】

概 要 版

平成24年3月

○ 発行 長野県安曇野市
〒399 - 8303 安曇野市穂高 9181 番地
穂高健康支援センター内
事務局 安曇野市役所 健康福祉部高齢者介護課
Tel 0263 - 81 - 1636 Fax 0263 - 81 - 0703
